

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和6年度	次回見直し予定	令和11年度
条 例 名	理容師法施行条例				
条 例 番 号	平成12年神奈川県条例第9号	法 規 集	第8編 第6章 第1節		
所 管 室 課	健康医療局生活衛生部生活衛生課				
条 例 の 概 要	理容師法の規定に基づき理容の業を行う場合に講ずべき衛生上の措置、理容所について講ずべき衛生上の措置等に関し必要な事項を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な条 例か。 ）	本条例は、理容師法の規定により条例で定めることとされている衛生上の措置等について定めるものであり、また、理容所の検査の手数料も定めていることから、必要な条例である。			
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	本条例で衛生上必要な措置として定める事項は、理容の業務における衛生を確保する上で有効に機能している。			県所管域における理容所数の推移 R5 1,234 施設 R4 1,265 施設 R3 1,275 施設
	効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	本条例で衛生上必要な措置として定める事項は、いずれも明確かつ限定的なものであり、効率的である。 また、手数料の規定内容は明確であり、効率的である。			
	基本方針適合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	本条例で定める事項は、公衆衛生の確保に資するものであり、「新かながわランドデザイン」の主要施策VI「危機管理・くらしの安心」の施策体系に適合している。			
	適法性 （ 憲法、法 令に抵触 しないか。 ）	本条例は、理容師法の規定に基づく内容となっており、憲法、法令に抵触しないものである。			
	その他				
見直し結果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 4 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。			理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	